

別紙 1

仕 様 書

1 件名

日下山・高尾配水区配水量監視制御設備撤去修繕

2 実施場所

下関市桜山町 1-1 (別紙 2 位置図参照)

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日まで

4 実施内容

- (1) 下関市桜山町に設置している配水量監視制御設備及び基礎コンクリートの撤去
- (2) 配水量監視制御設備へのφ25 引込み管閉塞

5 提出書類

- (1) 業務完了届 1 部
- (2) 写真(着工前、施工中、完成)～工種ごと
- (3) その他下関市上下水道局(以下「局」という。)担当者が指示するもの

6 注意事項

- (1) 撤去作業の実施にあたり、水道法その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 撤去作業中は、施設、植栽及び周辺一般住宅等に損害を与えないように十分注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに局担当者に報告し受注者の責任において原形復旧すること。
- (3) 設備撤去後、市道部以外は真砂土にて埋め戻し整正すること。市道部については、下関市道路河川建設課の基準に基づき復旧作業を行うこと。
- (4) 撤去作業により発生した産業廃棄物は、関係法令等に基づき適切に処分を行うこと。
- (5) 施工時期については、土地所有者である学校法人河野学園と協議の上、決定するものとする。

7 安全管理

- (1) 安全に作業を行うため関係法令を遵守し業務を実施すること。
- (2) ダンプトラック及び建設機械等は交通法規を遵守し、スピード・積載重量オーバー等の違反を犯さないよう運転手への指導を徹底すること。
- (3) 歩行者の安全確保及び円滑な交通誘導を行うため、道路工事現場に精通した交通誘導員を配置すること。

8 その他

- (1) 受注者は、本修繕で知り得た情報及び資料等を外部に漏らしてはならない。
- (2) 本仕様書にない事項については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

位置図

別紙2



縮尺 1:2254